

行政資料コーナーのご案内

行政資料コーナーでは、市民の皆さんがよりわかりやすい情報の提供を受けられるように、公開や公表をするために作成した行政資料等を配架しており、自由に閲覧していただけます。

また、本市では、市民の皆さんがインターネットによる情報の提供も受けられるように、市民用パソコンを設置しています。

閲覧できる主な資料は・・・

- ・市の統計書、各種の報告書、歳入歳出決算書、議会資料・会議録、審議会資料・会議録、市の例規集、公報、市史など
- ・国の刊行物（官報、白書など）及び府下を中心とした他の自治体の行政資料など

行政資料等の複写にはA3版まで単色刷り1枚10円、多色刷り1枚50円で備付けのコピー機をご利用いただけます。



お問い合わせ

宇治市役所 総務部総務課 情報管理係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL 0774-20-8700 FAX 0774-20-8778
メールアドレス soumuka@city.uji.kyoto.jp
ホームページ <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

宇治市の 情報公開



宇治市

公文書公開請求から公開までの流れ

情報公開制度とは

市が保有する公文書の公開を求める権利を、市民の皆さんの「知る権利」の具体化されたものとして保障するとともに、市の諸活動を市民の皆さんに説明する責務を全うするための制度です。

■請求の受付

- ・所定の公文書公開請求書に必要事項を記入していただきます。
- ・市役所3階の総務課の窓口でお知りになりたい情報についてご相談ください。



請求書の送付
及び受理



実施機関

■公開の可否の決定

公開請求を受けた実施機関は、請求の内容を検討し、15日以内に公開するかどうかの決定をします。

■審査請求の受付

審査請求を受けた実施機関は、ただちに情報公開審査会に意見を聴いて公開の可否を裁決します。

審査
請求



決定内容に不服のある場合は、審査請求の手続が取れます。

裁決の通知の送付

決定に不服のある場合

決定通知書
の送付

■決定通知書の受け取り

決定に不服の
ない場合



■情報公開審査会

情報公開審査会は学識経験者等から構成される第三者機関です。

■公開の実施

公開する日は、請求者と調整を図り決定します。公開を受けた公文書は閲覧だけでなく写しの交付も請求できます。



1. 請求できる人

市内在住、在勤等に限らずどなたでも請求できます。

2. 公開を実施する機関（実施機関）

- ・市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む）
- ・消防長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・公平委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・議会

3. 公開の対象となる公文書とは

職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録で、実施機関が保有しているものが対象となります。市役所1階の行政資料コーナーには、市が保有する公文書の目録を備え付けています。

4. 公開できない情報

- ① 法令等により公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動上の利益を害する情報
- ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報
- ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報
- ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報

5. 公開・非公開の決定期限

請求書を受理した日から15日以内に公開・非公開を決定し、文書で通知します。

ただし、正当な理由があるときは60日を限度に延長することがあります。また、請求にかかる公文書が著しく大量にある場合には、60日を超えて延長することがあります。

6. 公開の方法

通知書でお知らせした日時・場所で、文書の閲覧・写しの交付により行います。

7. 決定に不服があるときは

決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。審査請求があったときは、実施機関は「宇治市情報公開審査会」の意見を聴いて、公開の可否を裁決します。

8. 手数料

公文書の閲覧に係る手数料は無料ですが、写しの交付や郵送を希望される場合は、請求者の負担となります。

区分	写しの作成方法	金額
文書、図画 及び写真	複写機による 複写（単色刷り）	1枚につき10円
	複写機による 複写（多色刷り）	1枚につき50円
	上記以外の方法	現に要する額
電磁的記録	用紙への出力 （単色刷り）	1枚につき10円
	用紙への出力 （多色刷り）	1枚につき50円
	上記以外の方法	現に要する額